

令和４年度入札契約制度の改正について（追加）

令和４年３月１５日

建設工事については、現在ダンピング受注防止に取り組んでいるところですが、更に取り組みを強化するため、以下のとおり、最低制限価格及び低入札価格調査基準を見直します。

なお、令和４年４月１日以降に公告する入札を対象とします。

○ 最低制限価格設定方法の見直し

- ①直接工事費の１００分の９７
- ②共通仮設費の１００分の９０
- ③現場管理費の１００分の９０
- ④一般管理費の１００分の６．８（現行：１００分の５５）

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の７５％～９２％）に一定の率を乗じて得た額を最低制限価格とする方法に変更はありません。

○ 低入札価格調査基準価格設定方法及び数値的失格基準の見直し

・ 低入札価格調査基準価格

- ①直接工事費の１００分の９７
- ②共通仮設費の１００分の９０
- ③現場管理費の１００分の９０
- ④一般管理費の１００分の６．８（現行：１００分の５５）

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の７５％～９２％）を低入札価格調査基準価格とする方法に変更はありません。

・ 数値的失格基準

- ①直接工事費の１００分の９２
- ②共通仮設費の１００分の８５
- ③現場管理費の１００分の８５
- ④一般管理費の１００分の６．３（現行：１００分の５０）

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp